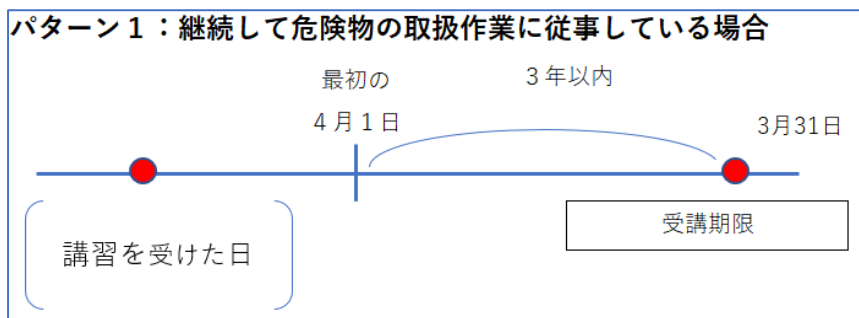


消防検査の指摘内容への対応について  
保安講習の受講について

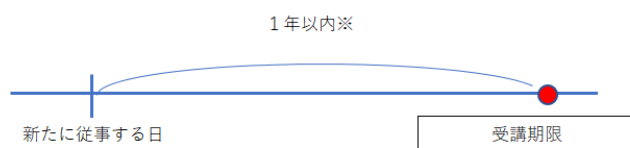
### 1 受講の必要性

危険物取扱者は、危険物取扱者試験に合格して免状を交付されていますので、必要な知識は修得しておりますが、一方で石油化学等の進歩による新たな危険物の出現や、貯蔵・取扱方法についても多種多様化していること、更にはこれらの変化に伴う法令改正等も行われることから、定期的に講習を受講する必要があります。

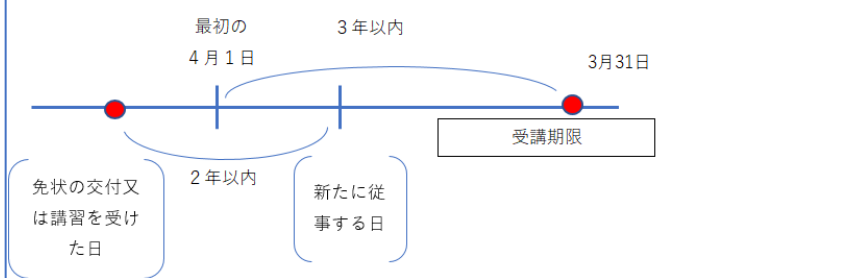
### 2 講習を受ける時期



**パターン2：危険物の取扱作業に従事していなかった者が、新たに危険物の取扱作業に従事することとなった場合**



※従事することとなった日前2年以内に危険物取扱者免状の交付を受けている場合又は講習を受けている場合は、その日以後における最初の4月1日から3年以内に受講する必要があります。



### 3 受講方法

講習を実施している機関は次のとおりです。

**【講習機関】**

一般社団法人 千葉県危険物安全協会連合会（危安連）

〒260-0843 千葉市中央区末広2-14-1

電話：043-266-7930

URL：<http://www.ckianren.server-shared.com/>



注：危安連では、保安講習のほかに、危険物取扱者試験受験者講習会も実施しています。すでに危険物取扱者の資格をお持ちの皆様が受講する講習は「保安講習」となります。お間違いのないようお願いいたします。